

核融合科学研究所ロゴマーク規則

制 定 平成28年5月13日 28核研規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）のロゴマークについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(制式)

第2条 研究所のロゴマークの制式は、別記のとおりとする。

(彩色)

第3条 ロゴマークの彩色は、別記のとおり橙色を正規色とする。

2 準正規色を黒色とし、その他必要に応じて、所長が認めた彩色を準正規色として使用することができるものとする。

(使用者の資格)

第4条 ロゴマークを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 研究所
- (2) 研究所の職員及び共同研究者並びに学生等
- (3) その他所長がロゴマークの使用を認める団体等

(注意事項)

第5条 ロゴマークを使用する場合は、研究所の尊厳及び品位を損なわないよう配慮しなければならない。

(使用の許可)

第6条 第4条第3号に定める者がロゴマークを使用しようとする場合は、別記様式による申請書を所長に提出し、その使用の許可を得なければならない。

(使用の不許可)

第7条 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、ロゴマークの使用を許可しないものとする。

- (1) 研究所の名誉をき損し、又はき損するおそれのあるとき。
- (2) 第2条及び第3条に定める制式等と異なるとき。
- (3) その他ロゴマークの使用目的や使用方法等が適当でないとき。

(使用の中止又は使用許可の取消)

第8条 所長は、第6条による許可後において、ロゴマークの使用が第5条の定め に 違 背 し、又は前条各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を中止し、又はその許可を取り消すことができる。

(第三者使用の禁止)

第9条 第6条による許可を得てロゴマークを使用する者は、研究所の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(事務)

第10条 ロゴマークの使用に関する事務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 5 月 13 日から施行する。

別記（第 2 条及び第 3 条関係）



別記様式

年 月 日

核融合科学研究所長 殿

[申請者] 住 所
会社・団体名
役 職 名
氏 名

ロゴマーク使用申請書

ロゴマークの使用について、下記のとおり申請します。

記

使用目的				
使用方法 (掲載媒体等)				
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
担 当 者	氏 名			
	所 属			
	電 話		FAX	
	E-mail			
備 考				

----- (以下は記入不要) -----

ロゴマーク使用許可書

申 請 者 殿

上記申請を許可します。ロゴマークの使用にあたっては以下の事項を遵守してください。

- ・研究所の尊厳及び品位を損なわないよう配慮すること。
- ・ロゴマークを申請した目的以外に使用しないこと。
- ・ロゴマークを無許可で第三者に転貸しないこと。

年 月 日

核融合科学研究所長

許可番号：